平成19年3月23日付け付議第1号事件 平成19年5月16日付け付議第2号事件 平成19年7月11日付け付議第3号事件 平成19年9月12日付け付議第4号事件 平成19年11月14日付け付議第22号事件 平成19年12月12日付け付議第23号事件 平成20年3月12日付け付議第5

検証申立書

2008(平成20)年9月5日 (次回期日9月17日)

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

同 只野 靖

同村上一也

異議申立人らは、電波法第92条の4第1項に規定に基づき、以下のとおり、検証を申し立てる。

# 第1 証すべき事実

本件検証によって、本件PLC機器が漏洩する電磁波の強度は、通信時はもちろん、非通信時においてさえ、周囲雑音レベルを遙かに超えるノイズをまき散らしており、パソコンなどのIT機器からの実際の雑音レベルを遙かに越えること、よって、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるものであること、その場合、配線・使用系統や周波数の調整等により、対処することは不可能であること、を立証する。

## 第2 検証の具体的方法

### 1 検証の目的物

市販されているPLC機器のうち、合計6機種

ただし、具体的なPLC機器の選定については、申立人及び相手方双方が、それぞれ、通信方式 (HD-PLC 方式、UPA 方式、ホームプラグ方式)の異なるものから各 1 機種ずつ、合計3機種を選定することとする。

## 2 検証の場所

PLC機器が通常使用される木造2階建の一般住宅 1箇所

ただし、具体的な場所の選定について合意できない場合には、双方がそれぞれ1箇所ずつ、合計2 箇所で測定する。

# 3 測定の方法

申立人及び相手方双方が、測定器を持ち込み、測定結果を記録する。まず、測定用住宅において 予備測定を行い、どのコンセント対を用いれば、最大の漏洩電波が発生するかを調査する。測定においては、数100メガバイトの大きさをもつファイルを送信用PCに格納しておき、このファイルを受信用PCに作り転送する。(大きなファイルを用いるのは、データ転送に用いられるTCP/IPプロトコルはその立ち上がり時のデータ転送速度が徐々にしか上昇しないという特性を考慮し、相当に大きな一つのファイルを転送することにより可能な限り定常的に最大のデータ転送速度が得られるようにするため。)測定結果を得るための本測定は、予備測定によって明らかになったコンセント対のみを使用することとする。

双方の測定結果をお互いに確認するため、それぞれが指定した機種についても、反対当事者は測定

を行う。したがって、各当事者は合計6機種についてモデム非接続状態,アイドル状態(モデムは接続しているがデータ転送は行っていない),データ転送状態の3モードにおける測定を実施する。

### 第3 検証の必要性

- 1 異議申立人らは、本件において、
  - (1) 本件PLC機器が漏洩する電磁波の強度は、通信時はもちろん、非通信時においてさえ、周囲 雑音レベルを遙かに超えるノイズをまき散らしている
  - (2) 本件PLC機器は、パソコンなどのIT機器からの実際の雑音レベルを遙かに越えている
  - (3) よって、本件PLC機器は、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるものである
  - (4) これに対して、国による実験結果のほとんどは PLC 機器の製造に関連するメーカーの工場敷地 内等一般国民が PLC 機器を使用することはほとんどない周囲雑音がかなり高いことが想定される 建物内で行われたばかりでなく、国が主張するような配線・使用系統や周波数の調整等により対 処することは不可能である

# こと等を主張してきた。

そして、これについて、市販されているPLC機器を使用して実験を行い、実証した(その具体的な内容については2008年6月4日付準備書面(4)参照)。

# 2 これに対して、国は、

- (1) 本件PLCの通信状態における伝導妨害波の許容値は、漏えいする電波の強度が離隔距離に て周囲雑音レベル程度以下となるように設定されたものであり、理論的に、これによって、重大な電 波妨害が生ずるおそれはない
- (2) 実環境における漏えい電磁波測定の実験を2例行った(乙95、96号証)。この結果、一部周波数帯においては、周囲雑音の電界強度よりも漏えい電磁波が上回っていた
- (3) しかし、これに対しては、配線・使用系統や周波数の調整等により、対処することが可能である
- (4) よって、本件PLCからの漏えい電波により、他の電波利用に対して継続的かつ重大な障害が生じる確率はゼロとは言えないものの、非常に低いと評価することができ、万一継続的かつ重大な障害が生じている場合には、電波法101条で準用する同法82条第1項の規定により対処することが十分に可能である

と主張し、申立人らが行った実験については、極めて些細な点について意味のない釈明を繰り返す等、 その信頼性に疑問がある旨述べている。

- 3 このように、双方の主張は、真っ向から対立している。どちらの主張が正しいのかについて判断する ためには、電波法や PLC の詳細な技術内容を知らない一般国民が通常 PLC 機器を用いるであろう 条件の下において、本件PLC機器を使用し、その漏えい電波の強度が、他の無線設備の機能にど のような障害を与えるのか、現実に実験を通じて体験してもらうことが、最も簡便かつ有用であり、この 検証を行わずして、本件について真に正しい判断をすることは不可能である。
- 4 よって、異議申立人らは、本検証申立をする。国においても、いたずらに検証に反対せず、双方が納得できる条件、即ち、電波法やPLCの詳細な技術内容を知らない一般国民が通常PLC機器を用いるであろう条件を具体的に示すべきである。